

7 子育てに関する 支援制度・施策



制度名	概要	担当窓口	詳細
妊婦のための 支援給付金	妊娠期から出産・子育て期の経済的負担の軽減を図るため、妊娠届出時・出産届出時にそれぞれ5万円の給付金を支給します。	こども家庭センター 0555-22-1111（内線 641）	
子育て応援 医療費助成金	乳幼児・児童の疾病の早期発見・早期治療を促進するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、18歳の年度末までの子どもの医療費（保険適用分）を全額助成します。	こども家庭センター 0555-22-1111（内線 564）	
不妊治療費 助成金	本市に1年以上住民登録があり、医療機関で不妊症と診断され不妊治療を行っている夫婦に対し、当該不妊治療に係る自己負担額を1回の治療あたり100万円まで助成します。 ※県助成対象者は、先に県へ申請、1子につき10回まで。	こども家庭センター 0555-22-1111（内線 641）	
「つどいの広場」など	0歳～3歳の乳幼児をもつ親とその子どもが気軽に集い相互に交流を図る場所、また、教育・保育・保健その他の子育て支援に係る情報提供、相談・助言を行う場など、市内各所に設けています。	こども家庭センター 0555-22-1111（内線 862） 0555-25-6671（9:00～15:30）	
産前・産後ケアルーム 「ひだまり」	妊娠中から生後1歳までの母子を対象に、日帰り型のレスパイトケア、専門職によるきめ細かな相談対応など行います。	こども家庭センター 0555-25-6681（8:30～17:00）	 子育て サービス ガイドを ご覧ください。
一時預かり	仕事や病気、介護、育児疲れなどで家庭での保育が一時的に困難となった乳幼児を対象に、認定こども園、保育所等で保育を実施します。	子育て支援課 0555-22-1111（内線 589）	
病児・病後児保育	病気になったお子さん、病気の回復期にあるお子さんが保育所等に通えず保護者が仕事を休めないときに、保育所等で保育・看護を保護者に代わって実施します。	子育て支援課 0555-22-1111（内線 589）	
ファミリー・サポート・ センター	「子育ての手助けをしてほしい人」、「手助けができる人」、それぞれが会員登録し、0歳～小学6年生の子どもを対象に子育てに係る相互援助活動を行います。	子育て支援課 0555-22-1111（内線 580）	
こども誰でも 通園制度	こどもが集団生活に親しむ機会を広げるため、保護者の就労要件を問わず、未就園児が月一定時間までの利用可能枠の中で、制度を実施する保育施設等を時間単位等で柔軟に利用できます。	子育て支援課 0555-22-1111（内線 589）	
保育所等における 給食費無償化	保育所等施設を利用する市内在住の3歳児以上の給食費について無償化（上限額有り）を実施しています。	子育て支援課 0555-22-1111（内線 589）	お問い合わせ ください
学校給食費無償化	市内公立小中学校に在籍する子どもの給食費を全額補助しています。	学校給食センター 0555-22-4466	お問い合わせ ください
学校給食費補助金	特別支援学校・私立小中学校・他市町村の公立小中学校に在籍する子どもの給食費を負担する保護者に対し、補助金を交付しています。	学校教育課 0555-23-1765（内線528）	お問い合わせ ください
羽田ブックプレゼント 事業	素敵な本と出会い読書の楽しさを知ってほしいという願いを込めて、子どもの成長段階に合わせて3回（4ヶ月健診時・小学校入学時・中学校入学時）本をプレゼントしています。	富士吉田市立図書館 0555-22-0706	お問い合わせ ください
ファーストスプーン 贈呈事業	富士吉田産の木の温もりを感じられる手作りの離乳食用スプーンを希望者に無料でプレゼントします。富士吉田市に住民票があり在住されている、生後6か月までのお子さんが対象です。	富士吉田市社会福祉協議会 0555-23-8105	

富士吉田市 移住・定住・暮らしの 支援制度・施策一覧



1 住まい探しの支援制度・施策

制度名	概要	担当窓口	詳細
富士吉田市空き家・ 空き店舗バンク	富士吉田市への定住促進や市内の空き家・空き店舗の有効活用を目的に、賃貸・売買物件の情報提供をする制度です。	よしだの暮らしの相談室 080-4170-3776	
暮らし体験施設	富士吉田市の暮らしを体験しながら、移住に向けた滞在拠点として利用いただける住宅があります。	よしだの暮らしの相談室 080-4170-3776	
市営住宅	住宅に困窮している方に対し、低廉な家賃で入居できる住宅です。（空室状況や所得要件等 要問合せ）	都市政策課 0555-22-1111（内線 293）	
富士吉田市 宅建協力会	宅建協力会員が家探しをサポートします。	各不動産会社	

2 移住・定住に関する 支援制度・施策



制度名	概要	担当窓口	詳細
移住支援金	東京23区に在住または東京圏から東京23区に通勤していた方が富士吉田市に移住し、就業等の要件に該当する場合、単身60万円、世帯で100万円（子ども加算あり）を支給します。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111（内線 294）	
新婚世帯 すまい支援奨励金	結婚から1年以内で、民間賃貸住宅の賃貸借契約を行い、3年以上定住の意思がある40歳未満の夫婦等に、20万円を支給します。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111（内線 294）	
結婚新生活支援事業 補助金	令和8年4月1日から令和9年2月28日までに結婚した39歳以下、かつ世帯の合計所得が500万円未満の夫婦を対象に、結婚生活の「家賃」及び「引っ越し費用」の実費を最大60万円補助します。 ※新婚世帯すまい支援奨励金との重複の支給は出来ません。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111（内線 294）	
中古物件利用者 すまい支援奨励金	転入し、空き家バンク登録物件に入居する、3年以上定住の意思がある50歳未満の世帯（単身世帯含む）に20万円を支給します。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111（内線 294）	
奨学金返還支援事業 助成金	市内に定住し、市内企業等に就職した満30歳未満の方が返還している奨学金の一部又は全部を助成します。	商工振興課 0555-22-1111（内線 402）	
市民農園	市内5か所に市民農園があります。毎年3月に利用者を募集し（抽選）、4月から翌年2月末まで無料で農作物を栽培できます。遊休農地等のマッチングや支援もしています。	農林課 0555-22-1111（内線 411）	お問い合わせ ください

3 住宅取得・改修等に関する 支援制度・施策



制度名	概要	担当窓口	詳細
新築物件取得 支援奨励金	転入1年以内または結婚後5年以内で新築物件を購入した50歳未満の夫婦等に、建物取得費用の1/2以下、最大50万円、土地からの取得で最大100万円を補助します(子ども加算10万円)。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	
中古物件取得 支援奨励金	転入1年以内または結婚後5年以内で中古物件を購入した50歳未満の夫婦等に、取得費用の1/10以下、最大50万円を補助します(子ども加算10万円)。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	
中古物件改修 支援奨励金(住居)	転入1年以内の方で、空き家バンク登録物件に住み、改修を行う方に改修費用の1/2以下、最大50万円を補助します。改修前に申請が必要です。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	
木造住宅耐震改修等 事業費補助金	木造住宅耐震診断の結果、改修が必要と判断された木造住宅を、基準値にするための改修工事、または、建替工事にかかる工事費の一部を補助します。	都市政策課 0555-22-1111 (内線 288)	
再生可能エネルギー 設備設置費補助金	太陽光発電システム、定置用リチウムイオン蓄電システム、木質ペレットストーブの設置費の一部を補助します。	環境政策課 0555-30-4153	
富士吉田市やまなしKAITEKI 住宅普及促進事業費補助金	山梨県が定めるKAITEKI住宅基準を満たした住宅を建築または取得した方を対象として費用の一部を補助します。	環境政策課 0555-30-4153	
生ごみ処理容器 設置費補助金	ごみ処理容器(コンポスト及び電動生ごみ処理機)を購入した方に対し、購入費の一部を補助します。	環境美化センター 0555-22-0030	
浄化槽設置事業 補助金	指定の区域内において、浄化槽の設置・単独浄化槽からの切替等をされる方に対して必要な経費の一部を補助します。	上下水道管理課 0555-22-1111 (内線 374)	
下水道接続工事費補助金 下水道早期接続使用料減免	下水道供用開始区域内において、下水道への接続工事をされる方に対して必要な経費の一部を補助します。下水道供用開始3年以内に下水道に接続する場合は、1年間の使用料を減免します。	上下水道管理課 0555-22-1111 (内線 374)	

4 空き店舗の利活用に関する 支援制度・施策



制度名	概要	担当窓口	詳細
中古物件利用者 家賃支援奨励金	市内在住で、空き家バンク登録物件を利用し商業等を営む個人事業主に2万円/月(最大24ヵ月)を支給します。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	
中古物件改修支援 奨励金(店舗)	空き家バンク登録物件を店舗等として利用し、改修を行う市民に改修費用の1/2以下、最大50万円を補助します。改修前に申請が必要です。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	

制度名	概要	担当窓口	詳細
富士吉田市商工業活性化 支援事業補助金 (空き店舗活用推進事業等)	商業地域及び近隣商業地域の空き店舗を活用し、商業等を営もうとする方で、商工会議所の推薦を受けた方に対し、改装・家賃の一部を補助します。	商工振興課 0555-22-1111 (内線 402)	お問い合わせ ください
富士吉田市 まちづくりファンド 活用事業補助金	中心市街地のにぎわいづくりや歴史的建造物等を活かした交流の場の整備などのまちづくり活動を行う方に最大500万円(経費の2/3～3/4)を補助します。 空き家・空き店舗等マッチング支援も行っています。	株式会社 ふじよしだまちづくり公社 0555-72-8963	

5 仕事に関する 支援制度・施策



制度名	概要	担当窓口	詳細
合同企業ガイダンス	一般求職者や新規学卒者を対象に、市内に事業所を持つ企業による合同企業ガイダンスを年に1回実施しています。	商工振興課 0555-22-1111 (内線 402)	お問い合わせ ください
創業支援補助事業	商工会議所の実施する起業家育成に関する事業を受けてから2年以内に空き店舗、空き家等を使って創業する方に対し、改修費、家賃、その他準備資金を補助します。	商工振興課 0555-22-1111 (内線 402)	お問い合わせ ください
営農施設等 整備補助事業	農業経営者で5年以上継続して農業を営む方に農業施設整備費・農機具等購入費を最大5万円補助します。	農林課 0555-22-1111 (内線 411)	お問い合わせ ください
鳥獣害防止対策事業	農業経営者で5年以上継続して農業を営む方に鳥獣害防止資材購入費を最大5万円補助します。	農林課 0555-22-1111 (内線 417)	お問い合わせ ください
富士吉田市 新規狩猟者 確保対策助成金	狩猟免許及び銃砲の所持許可を新たに取得した者に対し、当該取得に係る経費の一部を助成します。	農林課 0555-22-1111 (内線 417)	お問い合わせ ください

6 通勤・通学・テレワーク等に関する 支援制度・施策



制度名	概要	担当窓口	詳細
遠距離通勤 支援奨励金	転入し、遠距離(約50km以上)にある事業所に勤務する50歳未満の方に1万円/月(最大24ヵ月)を支給します。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	
テレワーク 支援奨励金	転入し、遠距離(約50km以上)にある事業所に所属しテレワーク勤務をする50歳未満の方に1万円/月(最大24ヵ月)を支給します。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	
鉄道利用通学者 支援補助金	鉄道を利用し、通学定期券を発行して県外の大学等に通学する方に通学定期券の購入額の1/2(最大1万円/月)を補助します。	ふるさと魅力推進課 0555-22-1111 (内線 294)	

